

理 由

北部大阪都市計画道路 3・4・211-10 号茨木寝屋川線は、茨木市から寝屋川市に至る広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、社会情勢の変化を踏まえ、自転車通行空間の確保の観点や、周辺道路及び鉄道との交差形状の変更等により計画内容を見直した結果、本案のとおり、一部区間の幅員を変更するものである。